

「元気づくりポイント」の交換が始まります

問い合わせ 元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000

- 交換日時** 2月17日(月)～3月13日(金) 午前9時～午後5時
(土・日・祝日、2月26日(いきいき情報センター休館日)を除く)
- 交換会場** いきいき情報センター 2階ロビー ※市役所での受付は実施していません。
- 持ち物** ①元気づくりポイントカード ②本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※交換期間中に来場できない場合、郵送での申請も受け付けます。

- 郵送必要物** ①「元気づくりポイントカード及び寄付申請書」
②本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)のコピー
③返信用封筒(切手を貼ったもの)

郵送先 〒818-0125 太宰府市五条3丁目1番1号
太宰府市元気づくり課(保健センター)宛



市では、40歳以上の市民を対象に、健康寿命の延伸につながることを目的とした、元気づくりポイント事業を実施しています。2月17日(月)から、皆さんが貯めたポイントの商品券などと交換できるようにいたします。下記をご確認のうえ、スムーズな交換にご協力をお願いします。

交換方法

①会場で「元気づくりポイント交換及び寄付申請書」に必要事項を記入

②「元気づくりポイントカード」、「本人確認書類」を窓口へ提出

③交換されたものを確認し、確認欄に署名して手続きは終了です。

※「ポイント交換及び寄付申請書」は本市ホームページからダウンロードできます。

交換できるもの

交換ポイント数	交換できるもの
1000～1995ポイント	1,000円の商品券(端数はお住まいの自治会へ寄付)
2000～2995ポイント	2,000円の商品券(端数はお住まいの自治会へ寄付)
3000～4995ポイント	3,000円の商品券
5000ポイント	3,000円の商品券・元気つくし米(3kg相当)

※自治会への寄付は、交換期間後に市から各自治会へ行きます。

注意事項

- 交換は、一人5000ポイント(カード1枚)が上限です。
- 家族でのポイントの合算はできません。
- 1000ポイント未満での交換申請はできません。
- 3000ポイントを超えた場合の端数はお住まいの自治会へ寄付できません。
- 商品券の額面より値段の低い品物を購入してもおつりは出ません。



商品券使用期間

2月17日(月)～3月31日(火)

商品券使用方法

元気づくり商品券取扱店のポスターが掲示された店舗で使用できます。詳細は、商品券交換時に配布する取扱店一覧をご覧ください。